

議 事 日 程

- 日程第1 議案第57号 瑞穂市附属機関設置条例の制定について
- 日程第2 議案第58号 瑞穂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第59号 瑞穂市ふるさと応援寄附条例の制定について
- 日程第4 議案第60号 瑞穂市総合計画審議会条例等の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第61号 瑞穂市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第62号 瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第63号 瑞穂市上下水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第64号 公益法人等への瑞穂市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第65号 瑞穂市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第66号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第67号 瑞穂市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第68号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第69号 平成19年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第70号 平成19年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第71号 平成19年度瑞穂市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第72号 平成19年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第73号 平成19年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第74号 平成19年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第75号 平成19年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 議案第76号 平成19年度瑞穂市水道事業会計決算の認定について
- 日程第21 議案第77号 平成20年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第78号 平成20年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

- 日程第23 議案第79号 平成20年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第80号 平成20年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第81号 平成20年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第82号 平成20年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第83号 平成20年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第84号 平成20年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 清水 治 | 2番 | 土屋 隆 義 |
| 3番 | 熊谷 祐 子 | 4番 | 西岡 一 成 |
| 5番 | 庄田 昭 人 | 6番 | 森 治 久 |
| 7番 | 棚橋 敏 明 | 8番 | 広瀬 武 雄 |
| 9番 | 山田 隆 義 | 10番 | 広瀬 捨 男 |
| 11番 | 松野 藤四郎 | 12番 | 土田 裕 |
| 13番 | 小寺 徹 | 14番 | 若井 千 尋 |
| 15番 | 小川 勝 範 | 16番 | 堀 武 |
| 17番 | 星川 睦 枝 | 18番 | 藤橋 礼 治 |
| 19番 | 若園 五 朗 | 20番 | 広瀬 時 男 |

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

| | | | |
|-------------|--------|-----------|--------|
| 市 長 | 堀 孝 正 | 副 市 長 | 豊田 正 利 |
| 教 育 長 | 横山 博 信 | 企 画 部 長 | 奥田 尚 道 |
| 総 務 部 長 | 新田 年 一 | 市 民 部 長 | 松井 勝 一 |
| 福 祉 部 長 | 石川 秀 夫 | 巢 南 庁 舎 長 | 福野 正 |
| 都 市 整 備 部 長 | 松尾 治 幸 | 調 整 監 | 水野 幸 雄 |
| 環 境 水 道 部 長 | 河合 信 | 会 計 管 理 者 | 広瀬 幸四郎 |

教 育 次 長 林 鉄 雄

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会議務局長 鷺 見 秀 意 書 記 棚 瀬 敦 夫

開議の宣告

議長（小川勝範君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 議案第57号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第1、議案第57号瑞穂市附属機関設置条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 第57号議案について質問させていただきたいと思います。

この第1条に趣旨がうたわれておりますけれども、その中で「他の条例に定めがあるものを除くほか」という文言が入っております、いわゆるこの条例で規定をする以外にまだ附属機関があるわけなんです。例えば特別職の報酬審議会であるとか、情報公開審査会とか、こういうものがあるわけなんですけれども、この条例の形式の問題でちょっとお尋ねをしたいんですけれども、このほかの、つまり他の条例に定める附属機関は独自の条例を持って存在をしております。そして今度新たにまたこの附属機関の条例で一括をして第2条で設置をされるわけでありまして、この関係ですね。つまり設置条例、附属機関は附属機関として一本でまとめることではないというあり方、このことはどういうことなんだろうという点についてちょっとお聞きをしたいんです。ちなみに他の県の設置条例等いろいろ見ておりましたもさまざまです。設置条例があって、そこで設置されたいわゆる附属機関について、別に条例で定めるもの、あるいは規則で定めるもの、そういう形でいろいろ存在をしております。どうも一本ですっきりまとまっているという状況ではないのが事実なんです。ですから、本市の場合は、この第2条で附属機関を置くということだけではなくて、いわゆる担任の事務、それから構成等々もあわせて規定をしております、また独自といいますか、こういう例はほかの市のものを見てもなかなかないようにも見受けられるわけなんですけれども、今申し上げましたような点について、その理由といいますか、根拠等についてお聞かせをいただきたいと思います。以上です。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） それでは西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

条例の形式についてということでございますが、御指摘のように既存の条例と今回上程する条例ということで、いわゆる設置しようとする附属機関について二つの表現の仕方、持ち方ということになるわけでございますが、そもそもの話をさせていただきますと、これから市が協働のまちづくりを推進しようとする中で新たに設置しようとする、この条例の中でも出てございますけれども、男女共同参画推進審議会とか、まちづくり基本条例推進委員会をどのように規定していこうかなという論議から始めたわけでございますが、そして自治法等調べてまいりますと、自治法では、ここにも書いてございますように138条の4の3項に規定されておまして、さらに202条の3の中に規定があるということで、こちら辺を読んでまいりますと、法律もしくは条例で規定するのが望ましい、望ましいというか本来あるべき姿だということがわかりまして、整備を進めてきたわけでございます。その中で、既存の条例をじゃあどのようにするかということでございますが、既存の条例についてはそれなりの経緯、歴史がありまして、法律に根拠を求めて必置ということで条例化されてあるものもありますし、任意で条例を設けてあるものもあるわけでございますが、それらについてはやはりそれなりの経緯があると。そうすると、一覧表の中にあえて網羅しなくてもということで、これから設置しようとするものだけ別枠にとらえてもいいんじゃないかという考えが生じてきたわけです。それで、いわゆる先進他市の例もホームページ等で検索をして、また資料等を送っていただきまして検討しましたんですが、本来はそれぞれで持っていくのが望ましいのでありますが、同様の考え方に基づいてこの附属機関が設置されていることから、一くくりで設置されてみえるところも他市の例ではあるということで、私どももその形でやらせていただこうということで、今回、条例化をしまして上程をしておるところでございます。

その持ち方については、いろんな考え方があるかと思いますが、今回は、今まで要綱等で定めておまして、例規集には載っておるといながらも、皆様方の審判を仰ぐことなく設置していたものを、条例化することによって皆様方の御判断をいただくということと、あるいは例規集の中でもはっきり条例化で位置づけられて、委員さんの身分も非常勤特別職ということで位置づけられるという効果があるということを考えておまして、市としてはある意味一歩前進した行政を推進するという考え方と、ちなみに県下の状況を見ましても、こういうふうには整備してみえる自治体はない状況なんですね。そういったことを考えれば一歩前進したんだというふうにはとらえておるところでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 自席でお願いをしたいと思います。

答弁いただきましたけれども、とにかく、一つは法の形式の問題として、附属機関が設置条例にあるものと、それからその外にあるものというふうな形で存在をすることが、いわゆるそ

の統一性においてどのように考えたらいいのか、こういう問題意識というものは非常に考える場合に大事な問題だと思うんですね。ですから、一步前進ということもありますけれども、本来でいえば、例規の審査会等の中でどういう議論をしてきたのか、詳細はわかりませんが、今私が申し上げたような点について、今後ともきちんと整理をしていただくということが必要ではないかというふうに思っております。もちろんこの138条の4の第3項は、普通地方公共団体は、法律または条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問または調査のための機関を置くことができるという規定でありまして、条例の定めがなければ置けないということなものですから、いわゆる県下の状況もそうでありましようけれども、当市のこの間のあり方というのは、いわば違法状態なんですね。地方自治法違反なんです。望ましいというふうにさっき部長が言ったけれども、この文言を正確に読むと、条例の定めるところによりとありますから、条例が定めなければそれは置けないという解釈になるわけですね。ですから、県下の状況も違法状態が当たり前のようになっている。これは、附属機関というものが昔から執行部の裁量によってつくられてきて、それがずうっと事実として推移をしておるといようなことで今日に至っておるといことだと思うんですね。ですから、そこでもう一回地方自治法の趣旨を踏まえて考え直すというような時期に来ているのではないかという意味では、先ほど一步前進ということはいいだらうというふうに思います。ただ、冒頭申し上げた法の統一性という観点からの検討については、ひとつ問題意識として持っていただきたいというふうに思います。

それで、あとその内容について、後の65号議案にも関連するわけでありましてけれども、この委員の構成とか、そういう問題ですね。例えば、いわゆる報酬審等では公募委員、つまり市民が入っておりました、公募して。ところがほかのところで公募委員が入っているのはほとんどないという、こういう状況もある。とすると、じゃあ公募委員というものをその審査会、あるいは審議会の委員とする基準というものは一体何なのか。ある委員会については公募委員を置く、ある審査会については公募委員を置かないという一つの実事があるわけですね。じゃあこの事実をどう見るのか。その事実には基準があるわけですから、その基準は明確になっているのかどうなのか。明確になっていなくて、アトランダムでやったのかどうかということですね。そういうことについて整合性、これも法的観点からいっても、その整合性について考えていかなきゃいかんというふうに思うんです。

それから、これは執行部の提案する議案であるわけですがけれども、その中で議員の、市会議員というのが入ったものがありますよね。その後の65号議案もそうっておりますけれども、これを、例えばここに議員必携があります。これはことし新たに当選をされた方も含めて我々全員に事務局の方からいただいております、全国町村議長会編の議会のノウハウ、あるいはいろんな標準規則等を書いたものなんですね。その中で399ページに附属機関等への参画、提言、こ

これは平成18年4月の最終報告、第2次地方（町村）議会活性化研究会の最終答申なんですね。その中で、附属機関等への参画、提言というところには、長の指揮下にある各種審議会等附属機関への議員の委員としての参加は極力控え、法定参加 必置の委員会、審査委員会がありますから、その法定参加もその必要性を見直して、不要なものは廃止を求め、これが結論なんですけれども、議会と長の対立・並立を前提とする二元代表制のもとでは、長の指揮下にある各種審議会等附属機関に議員が委員として参加する慣行があるが問題であり、原則としてやめるべきで、第1次報告でもそのように提言した。長の側から見れば、議案提出に先立って議員の了解を取りつけられ、無難であり、議員の側にも個人としての限界から情報・資料の入手が容易との意識がある。だが、これにより議案の審議に遠慮が働き、修正等の提案がしにくくなるのは否めず、現状では既に3割の町村で、法定参加以外は取りやめ、また県の町村議長会で徹底を図っている例も見られる。情報・資料の入手は、参加した議員だけでなく全員により共有されるためには、町村長に本会議で報告を求める方がいい。それと関連して、法定参加についても全面的に見直し、必要最小限まで縮小を図るべきである。早く実施されていたものには、二元代表制を前提にあまり考慮を払わずに制度化されたものもあるだろうし、時代の変化に合わなくなったものもありそうだからであるということで、活性化委員会の最終答申が出ておるわけであります。ですから、議会の方の問題でもありますけれども、やはり二元代表制というものがどういう意味なのか、議会と執行部との関係というものはどういう緊張関係の中で存在をしておるのか、このことの基本的な認識というものを高めていかないと、いわゆる明治の時代のような、まんま100年近く同じ状態で過ごしていると。戦前の問題は別としても、戦後の民主化された中でもですね。ですから、この点についても、執行部の方はどういう問題意識でこういうことを提起されているのか。我々議会の側ではこういうものがあるんですからね。

ちなみにお聞きしておきますけど、執行部はこういう議員必携というものは読んだことがあるんですか。議会の事務局の方はこれは読まれてきたことがあると思うんですけれども、事務局に来られていない皆さんはこの議員必携なんていうものは見たこともないし読んだこともないということなのかもしれませんが、ちょっとそこら辺のことも、ちなみにひとつお聞きをしておきたいというふうに思います。以上です。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 今の御指摘の議員必携を読んだことがあるかというお話から御回答させていただきたいと思いますが、私らでは、その本の存在は知っておりますが、内容については不知でございます、見たこともございません。したがって、そういった議会サイドのお話があるということについてはあずかり知らぬところでございますが、まず御質問の形で答えてまいりますと、先ほど申されましたこの附属機関のいわゆる条例での設置の仕方については、

一応、庁舎内ではこの整合性を図るよう、部長会議等で諮りまして、各課持ち帰りまして、附属機関の構成についてもこの際見直しを行ったところでございます、後で出てきますように文言の整合性を図るとか、そういったことも検討をしたところでございます。

それで、議員の方々がこの構成員として入ることについてでございますが、短絡的な考えかわかりませんが、例えば監査委員さんの中に議員の代表ということで入っていただいておりますが、そういったレベルで考えてみれば、この附属機関についても、やはり一般の市民とか、ある役職の方に入っていただきますが、それとはまた別に、やはり議会からの判断、二元代表制といいながらも、やはり基本は瑞穂市の行政を考えるとところでは一致するところがございますので、議会サイドからの高所からの御判断をいただくということについてはやぶさかではないかなと私らは考えておるところでございます、そういった意味合いでもって議会の方に入っていただいて、ともに審議をしていただくという場で提起をさせていただいておるといふうには考えておるところでございます。

ちなみに、この附属機関のそもそものが、これは諮問機関になるわけでございますが、行政内部では審議し切れない部分を、民間あるいは専門的な知識を持った方々に違った見解でもって御審議を賜り、それを行政事務に反映させようという趣旨で設置するものでございますので、その中に議員さんが入っていただいたとしても、あながち間違いではないかと。

また、さらに付言しますと、それぞれの審議会の中で、そのテーマとする審議内容が異なってくるわけでございますので、その中で、いわゆる議員の方々が入った方が望ましいのか、あるいは除斥して検討していただいたらいいのか、その審議会ごとで御判断をいただくものだと思います。一方では、こういったことはちょっと失礼だと思いますけど、議会の自治条例というのもつくってみえる団体もございますので、そういった中で、議会サイドの方からこういった審議会については入るのはいかなるものかといったような形を御検討していただければ、その趣旨に沿って、私どもの方も構成を考えていけばいいかなとは思いますが。

以上、回答になるかわかりませんが、お答えとさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 今、答弁をいただいたんですけども、部長の認識自体がやっぱり間違っています。いわゆる二元代表制というものに対する基本的な認識がやっぱり問題だと思います。そうではなくて、議会自体が住民の代表機関なんですね。執行部が選挙を全然受けずにおる身分ですけども、首長だけは民意を反映しておるわけですね。ですから、そこでさらにいるんな案をつくる時に住民の声を聞くということで、公募委員であるとか専門家の意見を聞くということは、それはそれでいいことだと思うんですね。問題は議会との関係。それで行政の中でやってきたこと、附属機関というのはあくまでも執行部の中の機関だということの認

識をしっかり踏まえておかないかんですね。そこでやってきたことを議会に提案されて、住民代表の機関である議会がそれをどう考えるかというところで判断するんですね。ですから対等、平等、二元代表制なんですね。だから、そこら辺の認識がやっぱり執行部の皆さん方は、いわゆる執行部の方で仕事をして、それを議会へ出してそれを通せばいいという側面がやっぱり強いと思うんですね。我々は、その執行部から提案されたもの、それから資料、議案等々、勉強しますよね。自分自身のことも含めて。だから執行部の方も、先ほど答弁があったけれども、議会サイドで検討していただきたいという認識を改めなきゃいけない。議会サイドで検討することは議会は検討しますよと。けど問題は、そういう二元代表制に対する認識の弱さを踏まえた提案の仕方、つまり議員を附属機関に入れるということね。それはもう審議会ごとに判断をするとか、あるいは議会サイドで検討するというのは、これははっきり言って、町村議長のこの中央で、もうずっとこの間、これはもう10年も前からやっていますから、ほぼ今度の最終答申も同じ内容です。そういう地点に町村議長会もあるんですよ、もう10年前から。だからそういう認識のずれというものを正していかないと、執行部の議会に対する態度というものは、二元代表制ではなくて、やっぱり執行部優位、議会は事後承認機関にすぎないというふうな認識がまさか腹の中にはないと思いますけれど、そういうことに結果をしてしまうと思うんですね。ですからそこら辺の点は、もう一回、どうですか。もう一回検討をやっぱりしていただく必要があるんじゃないかと思うんですけれども、いかがですか。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 今までの経緯を踏まえて今回の条例等も組み立てておりますので、そこら辺が、慣例と言ったらおかしいですけども、先ほども申しましたように、二元代表制の中ではありますが、瑞穂市の将来を考えるとところでは共通地盤があるわけでございまして、今までのそういった流れの中で、ともに、よく言われますように車の両輪のような形でこの瑞穂市の地方自治を考えていくということで構築されてきたシステムなんですね。これを改めようとするとなりますと、やはり私らの行政機関たる市長は、こういった形で今まで進んできたものを新たに換えようとするとなりますと、やはり先ほど申しましたように、ある町では議会基本条例というような形で議会のあり方を規定してみえる自治体もあるわけでございまして、そういった中で、皆様方の方から、この審議会に入ることはやめようとか、これはいいだろうとか、そういったことをお決めいただければ、その趣旨に沿って行政機関たる長の市長の判断をすることになるかと思えます。私たちは補助機関の者として、今までの流れの中で、条例上規定されているものを外していくわけにはいきません、いきませんというか、いわゆるともに携えた地方自治を考える場というところで提起をしておるのでございまして、そこら辺を踏まえて構築しておりますので、それを変えとなればまた新たな提言というか、一つの条件を提示いただく必要があろうかとは考えます。それでお答えになるかどうかわかりませんが。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） はっきり言って、そういう認識ではだめです。これは一つの例ですけども、これからの地方分権化時代における執行部と議会のあり方の問題として、どう考えるかというところがずれています。はっきり言ってずれている。これではやっぱりいけないと思いますよ。経緯を踏まえてというふうなこと、もちろん経緯はあるんですが、経緯を踏まえても、先ほどみずからがおっしゃられたように、地方自治法138条の4の第3項の規定により、この附属機関の設置条例をつくった。これは他の条例に定めがあるものを除くほかという文言はついているけれども、地方自治法の条文に基づいて、その経緯はあろうけれども、新たに設置をしたということなんですね。だから、それは、やはりこの二元代表制ということのをこれから非常に大事になりますから、議会との関係において。これを全然持っていなくて、執行部が出したことを議会に出して、とにかく議会で議決さえしてくれればいい。そのためには日ごろ、日常の関係をよくして、とにかく通すことが先だという、本来あるべき議会と執行部との緊張関係ですね、こういうものが失われていくことにつながる根本にある認識であるというふうには言わざるを得ないわけでありませぬ。

ですから、答弁の中で答えられていないのは、いわゆるこの担当事務とか委員の基準の問題ですね。こっちには市会議員を入れる立場で考えたとしても……。

議長（小川勝範君） 西岡議員に通告します。同じ質問を何回もしておられますので、きちんと考えて質問してください。

4番（西岡一成君） それは、これは瑞穂市附属機関設置条例ですから、それに関する、同じように見えるけれども違うんですよ、議長。よく聞いてくださいよ。それは公募委員というものと市議会議員と書いていますよね。そう書いていない分もありますよね。その基準というのは何かということのをさっき聞きましたね。これ、答弁が漏れておるんです、議長ね。だからそのことをさっき聞いたけど、それに対する答弁はなされていないでしょう。

議長（小川勝範君） 西岡一成議員に申し述べます。本日は討論の場ではございません。質疑の場でございますので、その点は十分注意して質問をしていただきたい。

奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 公募委員の設置についてですが、これも、公募することがいい場合となじまない場合があるということで、会派説明会の際に皆様方にお配りをさせていただいた一覧表の中にその他という欄があるわけでございますが、その他が、これは条文的にはその他市長が必要と認める者というような表現になっておると思いますね。その中で、公募をする場合はこの規定を用いて公募すると。ですから、公募するということは、より多くの市民の皆様方に入っていただいて市民協働の場を提供したいという思いでつくっておりますので、ただ

審議会の構成メンバーに一般の市民が入って審議できるかできないか、それはそれぞれやっぱり審議会のテーマとする審議内容によって異なってくると思いますので、そこについては、その審議会ごとに考えていただくと。例えば場合によっては、公開は原則であります、中には秘密会で行われる場合も議題としてはあるかと思いますが、そういったことと同じように、その審議会ごとで御判断をしていただくと。でも基本は公募をするということで要綱もつくっておりますので、できれば審議会ごとの2割をめどに公募をするという形で進むようには、行政の努力として考えておるところでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 今、答弁が出てきましたね。最終的に審議会ごと、それから2割はめどにということです。審議会ごとというのは、これはおかしいんですね。ただ一つ思ったのは、この公募委員についても、今言ったような審議会ごととか2割程度とかという一般的な抽象的なことではなくて、どういう場合だと公募委員をするのかという一定の基準について、これは全部設置条例ができたわけですけれども、そういう中で入れ込んでいくとかいうことですね。そのことによって全部網がかぶりますから。ただその外にある、もう既に存在をしておる条例等々との関係も冒頭申し上げたようにあるんですけれども、いずれにいたしましても、統一してその設置条例の中でその基準を規定するとかということも考える必要があるというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。もうこれで最後にしますからね。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 繰り返しの御回答になると思いますが、今の時点では、私たち、これで考えまして、これならいいだろうということで今回議会の方へ上程させていただいておりますので、資料にもお出ししましたように、その他の中で公募をできる範囲もそれなりに検討させていただいたつもりでございます。これをスタート点と考えまして、今後、不備があればまた改めていくという姿勢は持って臨みたいと思っておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

11番（松野藤四郎君） 松野です。1点についてお尋ねをします。

別表2の方ですけれど、2枚目をめくっていただきますと瑞穂市地域福祉計画策定委員会というのがありますね。最後のページの手前にね。瑞穂市地域福祉計画策定委員会。これは、社会福祉法人の方で地域福祉計画推進委員会とか、こういったいろんなものがあるんですが、ここについての整合性、これは、ちょっと内容はわからんですが、お尋ねします。

議長（小川勝範君） 石川福祉部長。

福祉部長（石川秀夫君） 松野議員の地域福祉計画の策定委員ということで御質問がございましたのでお答えさせていただきます。

地域福祉計画の方、ここで計上してございますのは市の方で策定する部分と、まだそれとは別に、社会福祉協議会は別の団体でございますので、そちらの方でもまたそちらの地域福祉計画というのを設けられましてつくられるという、似たような部分がございますけれども、市としては市の独自の地域福祉計画を立てていきたいということで、今回、この委員の中に計上させていただいている部分でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

11番（松野藤四郎君） 社協の要綱を今度はこっちに変えたという意味じゃないんですね。

議長（小川勝範君） 石川福祉部長。

福祉部長（石川秀夫君） 今まで要綱の方で定めておりましたが、今回、附属機関の方の中に入れさせていただいたということでございます。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 3番 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 議席番号3番 熊谷祐子でございます。

議案第57号について質疑させていただきます。

執行部から会派の説明会のときに配付された資料によりますと、協議会、審議会、委員会等の一覧表の中で、今回の条例に入る委員会関係が15、今回の条例の中に入らなくて既にあるものが22、全部で37ございます。先ほど西岡議員が全体の構成メンバー等の整合性の問題を言われましたが、大体のところは御答弁いただいたと思いますので、もうちょっと詰めて質疑させていただきます。この条例に直接関係ある、この一覧表によると裏ですね。15ありますが、この一番上に瑞穂市男女共同参画推進審議会というのがトップにあって大変うれしい思いがいたしました。この構成を見ますと、市民も明記がないし関係者もございません。市民があるなしにつきましては、ただいま奥田部長より、その他市長が認める者ということで最大限公募をしていくという御答弁だったと思います。ほとんど全部市民というのがありませんので、これからはどなたが市長になられても、それをじゃあ市長の判断で市民公募は今回しないという御判断は多分ないだろうと。開かれた市政、市民協働になっていきますので。そこで、市民がないことについては譲歩いたしますが、関係者がございませんね。この関係者についてまずちょっとお尋ねしたいんですが、関係者というのは一体だれだろうと思うんですが、隣に識見者というのもありますので、例えば市民団体のようなものですね。このまちにはいまだに男女

共同参画に関する団体というのは一つもございません。そのほか、町並みを考える会とか、河川をどうする会とか、ごみをどうする会とかという、皆無に近いと思います。もしこれが育ってきた場合は、これが関係者になるんじゃないかと思うんですが、こういう団体に育ってもらうことは本当に必要だと思いますので、ここに入れておいた方がいいんじゃないかと。それとも、その他市長が認める者として対応するのか。これをまず第1点、お聞きいたします。

それから識見者というのは、この男女共同参画推進審議会の中に銘打ってありますが、先般8月に行われました特別職報酬等審議会のときに、この裏の表を見ていただきますと、識見者もなし、関係者もなし、もちろん市民もなし。ただし、その他市長が必要と認められるところで公募はありましたが、識見者というのが全くいなかったわけですね。大変、傍聴させていただきましたが残念でしたが、そのときなぜ識見者が入れなかったかといいますと、市内在住の識見者というふうにこの条例でなっているからという御説明だったと思います。そこで、この識見者ここにずうっと今回の条例に関係する15の中で、そのほかもですけど、ほかの一覧表の22もですが、この識見者という文の前に「市内に在住」というのがある場合は、この間は市内に在住していなければ識見者は入らないということでしたので、その辺、実際はどうかかと。今回の議案はこの条例に関することだけですので、新たにこの条例の中でも市内に在住するに限定されるのかというのがまずこの識見者に関しての一つ目の質問。

それから、今までにあった22でも、「市内に在住する」というのを取らないと、この間の報酬審議会のように識見者がゼロということになって、専門的な知識をもとに話し合わなければいけない内容が、その部分がすっぱり抜けていましたので、それをお聞きしたいと。よろしくごさいましょうか。よろしくお願ひします。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

関連した質問の答弁だけで結構でございます。

企画部長（奥田尚道君） それでは、まずこの一覧表の方から申しますと、一覧表は簡易的に表現をしまして、例えば皆様ですと市議会の議員といった明確な形で出せるわけですが、その機関ごとにそれぞれとらえ方がいろいろ構成員がありますので、関係者という表現、あるいはその他という表現をしたわけでございますね。その他については、その他市長が必要と認める者と、そういった表現がありますので、その他という形にしておりますが、関係者というのは、例えば例題的に言えば、防災会議なんかですと防災に携わる関係者ということで消防団とか消防機関とか、そういった意味なんですね、関係者というのは。表現が、この決められた枠の中で表現をしたということで関係者という表現をしておりますが、そこまで言葉の定義にこだわって表現したわけございませんので、御理解をいただきたいと思ひます。ですから機関ごとによって関係者の範囲が幅を持った表現になっておるとは思ひます。

それで、その他の部分でございますが、先ほど来からお話をさせていただいておりますように、

この場、いわゆる市民協働の場を設けるということでこの審議会があると考えれば、広く皆様方に入っていただくというのが本意でございますので、このその他の枠を公募の枠に充てるという考えであります。

それから報酬審議会の在任概念ですけれども、報酬審議会条例の中に市内在住といった形では規定しておるわけございません。ただ、ここに第3条の中に、審議会は委員8人以内をもって組織し、その委員は瑞穂市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要の都度、市長が任命するということになっていきますので、いわゆる瑞穂市に関連のある、お住まいであるという一つの解釈をして運営しておるところでございます。それで、有識者というか識見を有する方を一応検討もしたんですね。ただし、やはり瑞穂市に住んでみえてというのが、瑞穂市の議員さん、瑞穂市のいろんな各種委員の方の報酬を定めるものでありますから、やはり瑞穂市の内情を精通してみえるということで住人というような一つの設定枠を設けまして選任をしておるところでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 2点答弁をいただきました。

一つは、市民団体が育ってきた場合は、その他市長の認める者というところで対応をすることですね。

それからもう一つですが、住民の中からということで、瑞穂市の内情をよく知っている者であればいいのではないかというお答えでしたが、瑞穂市の内情をよく知っていても、瑞穂市の内情しか知らないとなったらとても問題なわけですね。今の地方自治とか分権政治とか、議員の置かれている全体の課題とか、そういうのをわかっている人もやっぱり識見者として必要だろうと思うので、これはやっぱり、この、先ほどちょっと質問しましたけど、今の中のお答えにありませんでしたが、この57号に関する15の委員会の中で住民の中から識見者を選ぶというのは、わざわざ書いてあるんですかね。ありませんよね、それは。と思いますが、これを読む限りは。そのほかの22ですね、これについては、もしそれがあつた場合は、これは見直しをしていただかないと、瑞穂市の内情しか知らない人、今の地方分権や、そういうことがわかっている人が必要だという御判断はないのでしょうか。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 今の報酬審議会の方の場合ですと、瑞穂市にお住まいの方にお考えをいただくということを基本としまして、いろんな角度からの資料をお出ししておりますので、決して瑞穂市だけで井の中の蛙的な考え方をされてみえるとは思いません。それなりの、経営者協会とか、女性の会とか、いろんなところの代表の方も出ていただいております。そういった方々は当然瑞穂市だけじゃなくて広範的な地域との交流もされてみえまして、そうい

った見識をお持ちの方であると解釈しておりますし、そういった方々にも資料をお出ししまして、逐一説明をさせていただきましてお決めをいただいておりますので、今の御質問の内容には当たらないかとは思いますが。

議長（小川勝範君） 山田議員にちょっとお尋ねします。先ほどの挙手は、動議でしょうか。

9番（山田隆義君） 議事進行について意見を申し上げたい。

本日は総括質疑であるから、その趣旨にふさわしいかどうかということ。総括質疑にふさわしいかどうかということと、それと、これが委員会付託をしなければこういったことまで議論を交わしてここで採決に入ればいいんだけど、委員会付託するという、委員会での権威の問題、そういう位置づけの問題で、そういったことを含めて、今行っている総括質疑を議長はどういう判断をされるんでしょうか。

議長（小川勝範君） 山田議員の意見はお聞きいたしましたので、熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 今のちょっと答弁漏れがもう一つございまして、この15のこの条例に關した15ですね。ここの表にある識見者に関しては住民からという規定があるかないか。多分ないだろうとは思いますが、確認をしておきたいと思っておりますのでちょっとお願いします。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 住民からという縛り、縛りというか制約はないです。基本的には報酬審議会ぐらいなもので、あとは住民の意見、住民といいますと、市民の概念はいろいろありますけれども、瑞穂市に住んでみえる方ということでございますので、報酬審議会については、瑞穂市のという形になっておりますので、そこら辺が厳格に運営しておるわけでございますが、あとについては、識見者というのは当然外からも招聘してやらなきゃならないことが多くございますし、当然、市民の概念の中で広く意見を聞くという形でございますから、そういった縛りはないというふうに解釈しております。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時24分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

皆さん方に少しお願いをいたします。本日は質疑の場でございますので、御自分の御意見等、明細につきましては委員会にて発言くださるようお願いをいたします。

日程第2 議案第58号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第2、議案第58号瑞穂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第3 議案第59号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第3、議案第59号瑞穂市ふるさと応援寄附条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第4 議案第60号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第4、議案第60号瑞穂市総合計画審議会条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第5 議案第61号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第5、議案第61号瑞穂市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第 6 議案第62号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第 6、議案第62号瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第 7 議案第63号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第 7、議案第63号瑞穂市上下水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第 8 議案第64号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第 8、議案第64号公益法人等への瑞穂市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第 9 議案第65号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第 9、議案第65号瑞穂市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第10 議案第66号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第10、議案第66号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第11 議案第67号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第11、議案第67号瑞穂市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 13番 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） 議席番号13番、日本共産党の小寺徹でございます。

議案第67号について質問いたします。

この議案は、現在の議員報酬を25万5,000円から30万に引き上げるという議案の内容であります。報酬審へ諮問されて、報酬審の答申を見ますと、瑞穂市の議員の給料の状況は県下の21市の中で最下位と、非常に安いということから出発した討論の内容の状況となっております。私は、議員の報酬を考える場合は、もう1点、市民の納得と合意が得られる、そういう議員の報酬ということも必要だと考えております。そういう点で、瑞穂市民の一般的な今の暮らし、賃金の状況を指標として、瑞穂市の職員の給与の今のラスパイレスはどういう状況になっておるのか。そのラスパイレスの基準に基づいて、県下21市の中で何位の地位を占めておるのか、それについても一つの指標となるので教えてほしいと思います。

さらにもう一つは、最近、不安定雇用、非正規職員が多いということが大きな問題になって

おります。この瑞穂市の職員の中でも日々雇用ということで日額で働いてみえる職員もお見えになります。そういう点で、そういう皆さんとの比較をすることも一つ大事ではないかなと思います。現在、保育士、調理員の方で日々雇用で働いてみえる方が、月、ずうっと働いて月収どのくらい得てみえるのかをお聞かせ願いたいと思います。

もう一つ、瑞穂市へ派遣職員としてみずほ公共サービスから窓口の職員を派遣されております。その方が窓口職員として仕事について1ヵ月働いて幾らの賃金で委託をされておるのか、その状況もひとつお知らせ願いたいと思います。以上、よろしく申し上げます。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） それでは、小寺議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

報酬審議会の答申書もお配りをさせていただいたところでございますが、その中にも市の状況と、人事院勧告のといった表現で表記がされておりますが、審議の中でもラスパイレス等御質問がございまして説明をさせていただきました。一応、ラスパイレスについて、19年4月1日現在の状況でございますが、瑞穂市は86.2ということで、県下の市の状況で申しますと21市中21番目ということでございます。ちなみに県下全体で、町村も含めて考えましても42番目ということでございますので、最下位ということでございます。

御質問の日々雇用職員の賃金でございますが、日々雇用職員については、保育士、幼稚園については基本日額が7,760円ということになっております。そして給食センターでは6,440円。ちなみに図書館司書が6,688円。あと介護認定調査員という方がお見えですが、その方は1万328円、専門的な知識が必要ということで高くなっておりまして、それぞれやはり職務内容に応じて基本賃金を決めておるところでございまして、今御質問の保育士でありますと、平均的に月21日働いたとしますと、健康保険とかいろんな保険を差し引かれますので、手取りが大体13万9,000円くらいになるということでございます。給食センターの日々雇用については大体11万6,000円程度になるという試算をしております。

それから、公共サービスのことでございますが、公共サービス、基本的には株式会社で独自でおやりになってみえるわけでございますが、うちの方で派遣とか委託するときにはいただいているデータを見ますと、簡易業務ということでは大体14万で計算をされてみえるみたいですね。そして、水道部の窓口業務では16万円、市民保険課の窓口業務では14万円、そして市民保険課の、これも同じ窓口ですが、部署が違うフルタイムの場合で16万円、図書館業務がフルタイムで16万円ということ。これをベースに雇用されてみえまして、これから当然いろんな健康保険料とか厚生年金保険料が差し引かれますので、これから減額になっているということで、幾らもらってみえるということについては、今の段階ではデータとしてはいただいておりますので、以上でございます。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 19番 若園五朗君。

19番（若園五朗君） 議席番号19番、新生クラブ、若園五朗です。

今回の議案第67号についてお尋ねします。

前回、答申内容について資料をいただきましたんですが、一つとして、瑞穂市の特別職報酬等審議会に市長が諮問されたわけですが、その諮問した趣旨。そして2番目としまして、報酬審議会の答申の中身の考え方はどうだったかということについて具体的に確認していきたいと思います。

その中で、報酬審議会が3回行われたわけですが、それも8月4日、8月11日、8月21日ということで、短期間に3回である程度の方向性が出たということで資料をいただいております。報酬審議会の中身の答申の考え方はどうだったかということについて御説明いただきたいと思います。

県下の中の市町でも、21市の中で13位の人口の規模の位置づけの中ですけれども、その議員の報酬については一番低い21位という経緯も皆さん御存じかと思いますが、そうした具体的な状況の中で、私たち議員、市民の負託を受けた中で市政の運営に対し重責を負う中で、市民の要望の多様化、そして高度化に伴う議員活動の幅広い活動が必要でございます。とりあえず今回の議員報酬の中身の趣旨、あるいは内容についてお尋ねしたいと思います。

3番目としましては、今度はそういう答申した中で市長が議案第67号を出されたわけですが、平均でも11万円ぐらい低いという趣旨の中の今回の議員の報酬の提出の考え方ですね。その三つをお尋ねしたいと思います。以上です。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） それでは、若園議員の御質問にお答えします。

まず諮問のした趣旨でございますが、ここに諮問書の写しを持ってきておりますので、これを朗読させていただきまして、諮問の趣旨の説明にかえさせていただきたいと思います。

議会議員の報酬の額及び市長並びに副市長の給与の額等について諮問。当市は、平成15年5月1日に合併した際に、議会の議員の報酬の額及び市長並びに副市長の給料の額については、報酬審議会の判断にゆだねられ、その後、現行の額の答申を受け、現在に至っております。しかしながら、その後、5年を経過し、社会情勢や経済状態、また当市を取り巻く環境も大きく変化してまいりました。そこで、現行の瑞穂市議会の議員の報酬の額及び瑞穂市長並びに副市長の給料の額について、適正かどうか、瑞穂市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。なお、上記のほか、地方自治法等で規定されている執行機関の委員等の報酬についても御意見を賜りたくお願い申し上げますということで諮問をさせていただ

いております。ここに要約されておりますように、5年を経過した経緯、それから社会情勢等変遷した経緯がありまして、この際見直しをお願いしたということでございまして、会派の説明会でも御説明をさせていただいておりますが、昨年、監査委員さんのあり方についても議会の方でもいろいろお話が出まして、安過ぎはしないかというような御意見も賜ってありました。そういったことで、19年度において20年度に報酬審議会を開催すべく予算編成をしてきたわけでございまして、そういった経緯もいろいろ勘案しまして、今回のこの諮問に至ったわけでございます。

審議内容については、お手元に答申書が配付されておりました要約されておるわけですが、かいつまんで審議の経緯等を踏まえながらお話しを申し上げますと、第1回目の審議会では、基本的に資料の説明で終わりました。るる質問もございまして説明をさせていただきました。まだ不備の資料がございましたので、第2回目までにつくるようにといったことで御指摘も受けました。それから、第2回目に入りますと、委員の中でエクセルにたけてみえる方が、現行の県内の市の各委員さん及び議員さんの報酬をエクセルデータに落とされまして、ちょっとここにこういった表で示されたんですね。これが非常にビジュアルな表であるということで、これを参考資料としながらいろいろ御検討もいただいた経緯がございまして、2回目ぐらいから非常に活発な意見が出ました。その中で、やはり御指摘がありましたように県下で低い状況にあると。なぜ低いかということの説明を求められたのでございまして、それは、合併協議会において合併が何たるかという論議がやはり行政コストを下げるということを前提に置いて進められてきました。その中で、合併協議で積み残した部分が第1回の報酬審議会にゆだねられまして、その中で御審議をいただいたわけですが、合併協議会の趣旨がやはりずうっと根底を支配しているというようなことで、安目安目ということで安い金額で定められたということでございまして、5年を経過した中で、議員さんに託される課題も多くなってきておりますし、また各種事情で決められた委員の皆様方にも、町と市とではやっぱり審議内容も、エリアも広がったと同様に負託部分が多くなってきているということも勘案すべきだという意見が出まして、見直しということになったわけでございます。

それで、その答申をいただきまして、市としての考え方でございまして、非常に中身の濃い討論がなされまして、多方面から御審議をいただいた。なおかつ、上げ幅についても、よその市並みに一気に上げるんじゃなくて、やはり今の経済情勢を考えますと、年金が目減りするとか、あるいは原油が高騰して物価が反映されて高くなっている状況を踏まえると、市民感情も配慮すべきだということも相当御意見として出されました。そういうことも踏まえまして17%から18%という率に落ちついた経緯がございまして、そういった審議の内容も勘案すれば、市としても、一定の御理解を示されたというふうに解釈をしまして、答申の意見を尊重し、答申内容に沿った改定を行うのが妥当だろうという判断をしまして、今回、答申内容と同額の改定

を議会の方に上程をさせていただいたものでございます。以上でございます。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 私の方からもお答えをさせていただきます。

ただいま企画部長の方から報酬審議会へのこの諮問いたしましたその趣旨、そして内容についてお答えをさせていただきましたが、そのとおりでございまして、私としましては、私も3年間議会を経験させていただいたわけでございます。なぜ当初こういう答申をされたかという疑問も持っておったところでございます。いかにも、合併をしまして、他の市町に比較しましても断トツに低い。いろんな町でも今それ以上のところが多いわけでございます。適当でないというところから、先ほど申し上げました5年経過しておりますので、一つの節目でございますからということで諮問させていただきました。その中で、今いろいろお話しを申し上げたとおりでございます。よそ並みにという声も出ておったそうでございますけど、経済情勢とか何かいろいろ勘案しまして、一気にということはないで、最終的にこういう内容で答申されました。それに基づきまして私は提案をさせていただいたところでございます。どうかひとつ皆さんの御理解をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げて答弁とさせていただきます。以上でございます。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 3番 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 議席番号3番、改革の熊谷祐子です。私は、議案第67号瑞穂市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について質疑させていただきます。

私は、この報酬審議会、8月に3回開かれましたが、傍聴することができました。物事が決まっていくのに、いつ、どういう場で、どなたがどういう話し合い、議論を経て決まったかということは、大変民主主義の世の中を進めるに当たっては重要なことだと思います。その答申を受けましてここに議案が出てまいりました。ここに議案が出る前の重要な答申が話し合われたわけです。このときに、市民の皆様の御意見、各種団体の方、それから市民公募の方の御意見は大変総じて健全でいらしたと思います。3回にわたって元議員である審議会会長さんがこのようなことを言われました。3回にわたってですが、「ここで報酬を上げるなんていうことを決めたらえらい目に遭う。これだけは言うておきます」ということを3回それぞれおっしゃいましたが、2回目のときに、ある委員さんが「1回目に出てびっくりした。こんなふうで決まっていくんですか」というふうに言われまして、その方が3回目に、3回目も同じことをその会長さんが言われましたから、そうしたら3回目にその委員さんが、圧力をかけるんですかと。それなら委員をやめさせてもらいますと、毅然と言われたのは、本当にびっくりしました。

私たちは議会の中でも、私は2期目に入っておりますが、不当な圧力を受けることが随分ありますが、このように市民の方が毅然と言われるような審議会であったというのは、堀市長になられましてから、市民参加・協働のまちづくりを実現していくために市民公募をふやすとはっきり打ち出されて、大変よかったということを目の当たりにしました。ただ、残念だったのは、先ほど57号の議案でしたか、あそこで申し上げましたので、そのことについて、そのことだけ申し上げますと何かいかにも片手落ちですので、今、大変やっぱりよかったということをまず申し上げます、しかし、総括としまして、今後このようなことを課題としていただきたいということを質疑させていただきます。

先ほど奥田部長も答弁ですか御報告の中で言われましたが、最終的に、平均で11万低いということが資料によって指摘されましたが、一度に10万も上げるわけにはいかないと。ですから、今回は30万にとどめるけれど、今後二、三年か近々かというふうな言い方をされましたが、再度、審議会を開いて、せめて平均ぐらいにするべきではないかということが最後に確認されました。つまり、この審議会の中では他市町並みにする。特別低くもしない、特別高くもしないと、これが皆さんのスタンスでした。こういうことが話し合いの中でコンセンサスを得ていったということは大変私も感銘を受けましたが、一方、他市町との比較だけに議論が偏した嫌いというのは確かにあったと思います。私が大変残念だったのは、この答申の最初のところに入っている、市民の代表である市議会議員は、条例の制定や改廃など市政運営に対し重責を負うほか、市民要望の多様化・高度化に伴い、その活動の内容も専門性が求められているこのような中でと、ここに書かれている部分が最後の答申では入れられましたが、議論はほとんどなかったですね。その委員の人は、いろんな特別職が何をやっているかわからないと。その資料が欲しいと言われてまして、こういう仕事をしているということも随分出されましたが、議員につきましては、報酬額の議論だけであって、仕事の内容について、資料もなかったし、話し合いも実際なかった。この原因なんですけど……。

議長（小川勝範君） 熊谷君に申し述べます。質疑でございます。審議会の内容等については執行部から申し述べておりますので、その内容をここで審議する場ではございませんので、その点は十分注意して発言してください。

3番（熊谷祐子君） 内容についてはなくて、つまり……。

議長（小川勝範君） 審議会に傍聴され、その内容等をこの場で発言しておられますので、それは控えていただきたい。

3番（熊谷祐子君） この答申で議案が出てきたわけですから、どういう経過でこれが出たか、それから、再度審議会を近々、2年後か3年後か、5年待たずというような議論があったと思いますが、開いてもう一度検討するよというの出ていますので、それに関してここで申し上げておく必要があると思います。ということは、今申し上げましたように、それから先

ほど57号議案でも申し上げましたように、瑞穂市の市民、住民の中から選ぶということがありましたので、識見を有する者というのが、識者ですか、学識経験者が一人も入っていなかったわけですね。ですから、この仕事の内容について、地方分権、地方自治の時代の議員の仕事の重要性、これは瑞穂市政の最終決定を私たちはそれぞれ持つわけですね。例えば審議会の委員の人も、2時間から3時間で7,000円の報酬が出ますね。あれを市民が知ると、「えっ、高い」と、こういうふうに言われますが、決定権を持つというのはこれだけ高いのよねと私が御説明申し上げるわけですが、そういうことなんだろうと思います、議員の。先ほど来申し上げておりますように、仕事の内容についてきちんと話し合いの中で出せる専門的な知識を有した人というのは必要だろうと思います。57号議案のときのやりとりでもありましたように、報酬審議会だけだと。その識見者に市在住、住民からというのが、縛りというふうに奥田部長が、図らずも「縛り」という言葉を使われましたが、本当にこれはちょっと例外ではないかと思しますので、そして繰り返しますが、近々もう一回やるようにという話もその審議会に出ておりますので、それに向けても、この識見者の頭にある住民の中からでないためという、これは検討していただきたいと思うんですが、この縛りを取るということについて。いかがでしょうか。

議長（小川勝範君） 熊谷君に申し述べます。本日は質疑の場でございますので、御自分の御意見等については十分注意をしていただきたいと思っております。本日は質疑の場でございます。今は67号の質疑中でございます。先ほど57号の件も言われましたが、67号の質疑中でございますので、私から先ほど述べましたとおり67号の質疑に絞って、よろしく申し上げます。

3番（熊谷祐子君） お言葉を返すようでございますが、質疑というのは自分に考えがあるからこの点は疑問ですということを申し上げるのだと思っております。私は経過については申し上げましたが、これは、先ほどそのようなあれがないということを知っておりますので具体的に申し上げただけで、それ以上、私の考えは今述べていないはずで、前提として、自分の考えがあるからこの点が疑問だというふうに申し上げるのが質疑ではないでしょうか。

御答弁をよろしく願いいたします。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 熊谷議員の御質問にお答えをさせていただきます。

ちょっと聞き漏らした点もあって十分御回答できるかどうかわかりませんが、まず、審議の内容の中でも御指摘がありましたように、ずうっと3回とも傍聴されておりますので内容については御承知かと思っておりますが、議会議員の職務についてもある程度お話しは出ておったと思います。

そして、今の識見を有する委員の考え方でございますけれども、何をもって識見と判断するかという問題にもなるかと思っております。今の条例の中で、各種代表の方を構成メンバーにして

いるということは、それが識見ということの判断をしておるわけですね。ある意味では、経営者協会の会長さんなんかは御自分で経営に携わっておられる方である。それから、中には自治会長さんなんかも、いわゆる瑞穂市全般の自治の一部分を担っていただいておりますが、そういったことで地域地域の市民の方の御意見を集約する立場の、さらにその代表でみえられるということで、それが識見といえれば識見と言えるわけですね。この報酬審議会のいわゆる設置のあり方は、結局、市民の代表の皆様方、市長も交えてですね。そういった方々の報酬が妥当かどうかというのは、市民の目線から見て妥当かどうかということでございますので、もちろんそこに自治法上の法律的な組合の議員の皆さんとか市長のあり方が論議されることもそれは一つの解釈の中では必要かと思えますけれども、今、報酬審議会で御審議を賜りたいのは、市民の目線を見て、皆様方の報酬がどんなものかということでありますので、そういった意味ではこのメンバーの方も識見を有するというふうに私どもはとらえておるわけございまして、それがまだ十分でなければ、また次回、メンバーを選任するときに参考にさせていただきたいと思えます。

それから、次回開くという、これはここでも論議をされておりました、この金額はどの時点でとらえるかというようなお話も論議されましたですね。これは今の時点で議員の皆様並びにお願いした委員の方の報酬が妥当かどうかということでございます。それで論議が進められて、過去も踏まえて論議はされたのは事実です。ただし、将来に向かっては予測できんやないかというお話もありましたですね。その中で、答申書の中には、結局、「終わりに」ということで、ちょっと読ませていただきますと、上記のとおり答申するが、議員及び特別職等においては、市民の代表者としてその職務の重要性、責任の重大性を十分認識し、より一層尽力されることを切望して改定するものである。これは現状をとらえているわけですね。そこでここで盛り込んだんですね。市の財政状況や経済状況を十分勘案され、これら趣旨を踏まえて、市長は適切に判断されることをお願いすると。これはお願いするというのは将来に向かってのことございまして、必要が生じればまた報酬審議会を開くこともありますよということがこの一文に込められたということは、審議の内容で傍聴していただいて御承知かと思えます。ですから、必要が生じれば市長はまた報酬審議会を開催するということになりますので、御理解を賜りたいと思えます。

議長（小川勝範君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 先ほど若園議員の質問の中で、私も議会に在籍をさせていただきました。議会議員の報酬が安いというような答弁をさせていただきました。適当でないと思っております。実は、議会と執行部の給与のバランスからいいましても、極めてバランスが、この瑞穂市だけが断トツに格差がある。本当に議会の権威、いろんなことを考えて、議会軽視の報酬であると、こういうことを感じておりました。そういうこともございまして、5年たったという

ここで、今回、報酬審議会をお願いしまして、こういう結果になったわけでございます。皆さんの御理解をいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 先ほどの答弁の続きですが、今、堀市長が御答弁なさったとおりでして、資料に基づきまして、非常に格差があると、特別職の中で、高いものもあると、そういうものについてはちょっと下がったものもあると思いますが、アンバランスであるという委員から指摘があってこのようになりました。それで、じゃあちょっと聞き方を変えますが、なぜこの審議会だけ、住民という縛りが入っているんですか。これだけだと、さっき非常に例外的だという御答弁がありましたよね、57号で。つまり、この委員の方たちが議論なさったのを聞いてみますと、大変お気の毒な面があったんですね。自分たちはこれを上げるというふうに決めることにはちゅうちょがあるような感じで、前回何でこんなに低くしちゃったのかというのは、何人もの方から御発言がありました。だから自分たちはこれは上げざるを得ないわけで、非常に自分たちとしては苦しいというようなことを複数の方がおっしゃいました。つまり、前回この審議会の中に識者が入らなかったことも、そういう これだけなわけですから、委員会、協議会、審議会の中で識者の前にそういう縛りが入っているのは 結果になったんじゃないかなと経過として思うわけですが、ですから、今後先行きはわからないので、そのときはそのときの審議が行われるわけですが、今、奥田部長の言われたとおり、答申書の最後にそういう意味合いがあるんです。非常にはっきりした書き方ではありませんけれど。ですから、審議会委員の方たちに非常にそのような御負担もかけないためにも、この例外的なメンバーはあらかじめ今のうちに、またいつかは開かれるわけですから、直すべきではないかと。住民、市民に限るといような文は、なぜこれだけあるのか、取らないのかということを質疑させていただきます。

議長（小川勝範君） 答弁は要りますか。

3番（熊谷祐子君） 質疑させていただきます。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。なるべく簡単に。

企画部長（奥田尚道君） 条例の中の2条に、市長は議会の議員への報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬との額について審議会の意見を聞くものとするという根拠があって、今回、特別報酬審議会を開いたわけですね。また3条の中に、先ほど申しました、審議会は云々は書いてありまして、その委員は瑞穂市の区域内の公共的団体等の代表者、その他住民のうちから必要の都度、市長が任命するという条文があるわけですね。これを厳格に読んでいけば、区域内の要は代表者で、その他住民といえますと市民ということになるわけでございますね。だからこれに基づいてやって

おるわけでございますが、この趣旨は、先ほどから申していますように、瑞穂市の市民が選んだ人の報酬を定めるのだから、瑞穂市の人で決めていただくというのであるわけでございます。ですから、私はそんなに不思議なことではないと思いますが、逆によそからの人が高いとか安いとかという御意見があったとしましても、それが強硬な発言がされればそれが支配するということになっちゃいますので、やはり瑞穂市のことは瑞穂市の人が決めるという考え方はごくごく自然なことだというふうに私らは解釈しておるわけでございます。そこが十分でないということであれば、皆様方の御審議をいただきながら改めていくこともやぶさかではないと思いますが、現時点においてはこれが根拠として動いておるのが事実でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 市長の御見解を伺いたと思います。

要するに格差があると。非常に高い特別職もあるし、非常に安い特別職もあって、議会軽視であるという御認識をしっかりとお持ちでいらっしゃるわけですね。その報酬審議会の中で話し合われたように、なぜ最初の瑞穂市議会議員の報酬を決めるときにこんなふうだったかという、恨めしげに委員の方たちが何度も言われましたから、これをこの後、同じことで委員の方たちを悩ませないためにも、これだけ、この審議会条例だけあるこの縛りを取っておくべきではないかと思うんですが、今、奥田部長さんも、その言葉どおりだと何ておっしゃいましたかしら。十分でなければ検討することもあるような含みも御答弁いただきましたが、議会軽視という認識をしっかりとお持ちの堀市長に最後に御見解を伺いたと思いますが、いかがでしょうか。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 私の方からお答えを申し上げたいと思います。

今御質問になっておりますことでございます。この議会議員の皆さんの職務の内容、重要性については、もちろんこういうときには事務的に説明等々も申し上げなくてはいけないと思っておるところでございますが、いずれにしましても、議会議員は市民が選んだ議会議員でございます。その選んだ有権者の代表から出ていただく、これが考え方でございます。どうか御理解をいただくように、よろしく願いいたします。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

日程第12 議案第68号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第12、議案第68号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についてを議

題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 13番 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） 議席番号13番 小寺徹でございます。議案第68号について質問いたします。

瑞穂市の市条例の改正ですが、今回の改正の第47条の中で、65歳以上で年金を支給されてみえる方、年間18万円以上の方は年金から特別徴収制度をできるように導入すると、そういう改正になっております。これが導入されますと、65歳以上の方は、介護保険料、国民健康保険税、住民税が年金から引かれるということになってしまいます。年金で食べてみえる方は非常に差し引かれちゃって、今後どう食べていこうかというようなことで悩まれる状況になるんじゃないかということを懸念するわけでございます。後期高齢者医療制度が導入された段階では、75歳以上の方、後期高齢者医療保険に加入された方は、後期高齢者医療保険と介護保険を合算して2分の1以上になった場合については年金から特別徴収をしなくて納付書で納入すると、そういう制度になっておりますけれども、今回のこの条例改正はその歯どめがあるのかどうか、お聞きをしたいと思います。以上でございます。

議長（小川勝範君） 松井市民部長。

市民部長（松井勝一君） ただいまの小寺議員さんの保険の方、後期高齢75歳以上になったり、あるいは国保の特別徴収云々ということで、年金の年額の2分の1以内ということでの歯どめがあるが、税についてはどうかということですが、現段階、私ども、法律の条文の中から読み取る段階では、そういう文言は今のところは見えません。ただ、会派の説明会等でちょっと御説明させていただきましたが、今後まだこの辺のところにつきまして、政令、あるいは省令の辺がどういうふうに出てくるか、それによってはそういうところが盛り込まれるのかもわかりませんが、現段階では法律の条文だけでは読み取れません。以上でございます。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。午後は1時10分から開会をいたします。

休憩 午前11時19分

再開 午後1時13分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第13 議案第69号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第13、議案第69号平成19年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 19番 若園五朗君。

19番（若園五朗君） 議席番号19番、新生クラブ、若園五朗です。

平成19年度の瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についての中で、土地借上料の件についてお伺いしたいと思います。

瑞穂市の中には八つぐらいの借り上げの項目がございます。庁舎周辺駐車場用地借上料1,344万、防災施設費の中に牛牧北部防災コミュニティセンター管理の借り上げ用地で203万、小学校施設管理費で751万、中学校施設で土地借上料が83万、給食センター施設及び駐車場土地借上料で1,495万、そして体育施設、公園等の体育施設の広場だと思っんですけれども、土地借上料が918万、そして大月運動公園土地借上料、2万31平米、2ヘクタールぐらいですが、これが年間862万、そして学校給食センターの土地借上料が131万で、19年度の決算の借上料を全部足しますと5,787万円、年間こういうような形で借上料の使用料が行われております。その中でいろいろと議会等の問題になっている中で、大月の運動場の公園土地借上料とか、旧巢南校区の学校給食センターの土地の借上料等も含めまして、借り上げを今後市が買い取るか、あるいは賃料の見直し等、あるいはこの早期に土地利用活用をどう考えているか、今後の取り組みと対応についてお伺いしたいと思います。

それ1点ともう一つ、徴収率、その中で収入未済額の過去5年間を足しますと、一般予算148億の中で市税の関係では2億6,727万、その中で不納欠損が3,200万ということで、5年間でお金をいただけていないのが集計すると一般会計で2億6,000万ぐらい、それが不納欠損、要するに5年たてば6年目にすべて落としていくのが3,200万ということで、そうした中で、国保においても4億300万、あるいは不納欠損で1億2,500万円ということで、国保は今別の話になりますけれども、収入未済額を一般会計と全部足しますと6億7,961万、そして1年ごとに不納欠損、全部、国保とかほかの会計も足しますと1億6,600万、今回不納欠損、徴収してないというような状況で、もらっていない金が5年間で6億7,900万、そして1年ごとに不納欠損でやっているのが1億6,000万ということで、そういうような状況で、市として収納部門、あるいは収納課を設けるのか。あるいは、今言っている一部のそういう収納できる形で税務課から県の方へ派遣するということを考えているかどうか、そういう未納額の徴収方法につ

いて、市の方針としてはどうなのかお伺いしたいと思います。土地の借上料と、徴収の消滅は5年ですけれども、今言っている収入未済額、あるいは不納欠損の取り組みについてお伺いしたいと思います。

議長（小川勝範君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） まず1点目の土地の借上料に対する御答弁をさせていただきます。

先ほど若園議員の方からお話のありましたように、19年度決算ベースで一般会計で計上しております分で、行政財産の施設項目としては31カ所ございます。面積で合計しまして7万4,000平方メートル強あります。これに対する土地の使用料、賃借料の決算額が6,200万ほどございます。そういう実態といいますか決算額になっておりまして、今後の取り組み、あるいはこの考え方ということにつきましては、この物件の固定資産税相当額、あるいは使用の状況等も勘案しながら各担当部署で用地取得費も計上しておりますけれど、地権者の方と御相談を進めながら、解決できるものは解決していくという方向になろうかと思っております。以上でございます。

議長（小川勝範君） 松井市民部長。

市民部長（松井勝一君） 若園議員さんの、市税、そして国民健康保険税、滞納が5年間たつと約6億7,000万、不納欠損が1年間に1億6,600万ほどということで、これに対してどういうふうに対応するのかということで、先ほど御質問がありました収納課、あるいは県との連携というようなことでの御質問でございます。

まず、県の方の連携という部分でございますが、実は本年、この9月に国民健康保険を担当しておる担当者を一時税務課の方へ籍を動かしました。なぜかといいますと、この国民健康保険税の方も、御指摘のとおり未納といいますか、ございます。税務課の方へ行かまして、この10月から県の方へ出向して、半年間、徴収の勉強をさせていただくというようなことで考えております。それによりまして、そのノウハウや何かを持ち寄りまして、今後、配置先がどこになるかわかりません。多分、税務課、もしくはもとの国民健康保険を担当しております担当課の方というようなことになろうかと思っておりますが、それによりまして、そういうノウハウを使いまして、今後、未収をいかに軽減していけるかというようなところを見ながら、2番目の御質問、収納課はどうかということにつきましてのお答えになろうかと思っておりますが、そこら辺のところを強化し、その状況によっては将来に向かってそういうことも考えなければならないことがあろうかなというふうに考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

19番（若園五朗君） 土地借上料の方の質問をさせていただきたいんですけども、総合センター駐車場1,495万、そしてこの庁舎の周辺が1,300万ということで、年間2,700万前後のお

金の賃借料の支払いをしておるわけです。その点がまず一つと、そして大月運動場公園の2万38平米の800万、そして旧巢南校区の学校給食センターの借り上げが131万ございます。先ほど言われました年間6,200万ぐらいの賃料なり借地料を払っているということですが、今三つぐらい大きい問題点のあるのを説明したんですけれども、この庁舎周辺の要するに3,000万ぐらいの金の支払いについての今後の見通し、市長にお伺いしたいんですが、その件と、そして大月運動場公園の関係で教育委員会、巢南校区の学校給食センターの今後の扱いについて、総務部長、所管ごとに今後の対応について御説明をお願いしたいと思います。

議長（小川勝範君） 若園議員、今後の方向性の質問ですか。

19番（若園五朗君） 今、一応、そういう、土地利用がしていないけれども、将来どのような計画を持ってやっていくか。今言っているこの年間6,200万の利用されていない土地が金を出すけれども、今後の見通しはどうか、お伺いしたいと思います。

議長（小川勝範君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） まず最初に御説明させていただきますのは、使用料で6,220万ほど決算額ベースで支出しておりますが、この部分につきましては行政財産ということで、過去、公園、あるいは駐車場、ふれあい広場、総合センター用地、庁舎の駐車場用地等、すべて目的が明確にされておまして、現在、活用しているという土地の借上料ということでございます。大月の運動公園につきましては、西の方の部分につきましては現状のような状態になっておりますが、現在、計画の着手に至っております。事業計画に沿って利用計画の設計といいますか、計画を策定している段階ということでございますので、全く使っていない部分というのは、この大月の運動公園以外にはすべてないということで御理解をいただきたいと思っております。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 議員御指摘の大月運動公園につきましては、現在、調査・測量ということで、今年度、その利用の方向を決定したいというふうに考えております。土地につきましては借地の部分もありますが、できる部分については購入をしていきたい、買っていきたいという方向で進んでおります。

また、体育施設等で西ふれあい広場、中ふれあい広場、南ふれあい広場がございしますが、これも年間一定の予算で、一遍には買えませんので順次買っていきたい。19年度におきましても約1,000平米ちょっと購入をいたしました。そういった方向で順次買っていきたいというふうに考えております。

また、巢南の給食センター跡地につきましては、この土地について土地所有者に売却の意思はあるかどうかということで確認をとりましたが、意思はないということで、購入はできないということで考えております。施設につきましては利用を現在検討中であり。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

19番（若園五朗君） 今後とも土地借り上げの代金も非常に大きゅうございまして、今現在利用されていない土地についての効率的な運用、買い上げを今後とも進めてもらいたいと思います。

先ほどの収入未済額の件と、あるいは不納欠損の今後の収納課の整備とか、あるいは今研修に行っているということですが、今、個々に所管ごとに徴収している中で、国保関係、市民税、給食センター、あるいは下水道関係との各所管の収納課を一本化するかどうか市長に確認したいんですが、それなりに個々の研修に行って収納率を上げるという計画ですが、5年間でお金をいただいていないのが6億7,900万ぐらいのお金の未納額、そして1年ごとに先ほど言いました1億6,000万のお金が不納欠損ということで会計上処理されていますけれども、全体的な大きいこの額についての、今の体制から、県で職員を勉強させて、今後この不納欠損をどのような方向に方向づけされるのかお伺いしたいと思います。

議長（小川勝範君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 私の方からお答えします。

未納額がやはり5ヵ年たちますと大きな金額になるわけで、一生懸命収納のための努力をさせていただいておるところでございます。職員では限界がございます。できれば専門のそういった臨時的な人を採用して、今どこの市町も対応しておるところでございます。収納率をさらに上げようと思つと、そういったことも考えていかななくてはいけないのかなと、このように思っておるところでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

先ほど土地の関係の答弁をさせていただいております。全部で7万平米ちょっとあるわけございまして、これに6,200万円の賃借料を払っている。これの歳入としまして1,700万ぐらいでございます。大体、ですから年間4,500万円。この内訳もちょっと申し上げておきますけれども、旧巢南の方での面積が5万4,000平米でございます。そして旧穂積の方の面積が約1万6,000平米、細かい数字はまた正しい数字を何でしたらお知らせしますが、大まかな数字、5万4,000が旧巢南、旧穂積の方で1万6,000でございまして、このお借りをしてお払いをしておるのが2,700万と3,500万でございまして、税として入りますのが、旧巢南で1,100万、そして旧穂積の分で650万、こんなような状況になっております。ですから、6,200万のうち1,700万ぐらい税で4,500万、大体月に330万円ぐらいの賃借料になろうかと思つます。税を差し引きますとそのぐらいのことです。

先ほどの西の庁舎の土地の利用についてであります。今年度、その利用の関係で、先ほど教育次長から御答弁を申し上げたとおりでございます。来年度はこの土地についても、整備もして、当初の目的に沿って利用してまいりたいと、このように思っております。

またさらに、売っていただける意思があられば取得をしてまいりたい。少しでも賃借料は

減らすため。その予算の許す範囲で買収もしてまいりたいと、このように思っておるところでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

19番（若園五朗君） 大変ありがとうございました。

機構改革もされたことで、今、市民部も税務課の方と一体となってやっているということで、最後になりますが、国保においては43億の予算、一般会計は138億の予算の中で、先ほど言いました国保については4億300万の収入未済額。ところが、一般会計の方は収入未済額は2億6,000万ぐらいで、国保の方は年間予算の1割ぐらいの未収入金がある。一般会計の方はすごく効率がよく、全体予算の1%か2%ぐらいです。非常に各会計の中でもいろいろばらつきがあります。部長の答弁の中で、県へ職員を派遣し、総合的な徴収方法、効率的な運用を今後検討してみえますけれども、今後とも今以上に願ひしたいと思います。ありがとうございました。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 3番 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 議席番号3番、改革の熊谷祐子です。

議案第69号平成19年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について質疑させていただきます。

この平成19年度の決算についてですが、これは前市長の立てられた予算を現市長が執行されたものと思います。それで、瑞穂市監査委員のお二方が出された審査意見書の結び、57ページには大変総括的な、本当に総括的な前向きなまとめがされていますので、質疑に先立ちましてちょっと読ませていただきます。57ページの中段から後でございます。

合併して5年が経過したが、平成18年3月に制定された瑞穂市第1次総合計画の目標「市民参加・協働のまちづくり」を踏まえながら、基本計画（安全で快適なまちづくり・心豊かな住みよいまちづくり・だれもが生き生きと暮らせるまちづくり・希望をはぐくむまちづくり・活気あふれるまちづくり・市民が主体のまちづくり）及び作成中の瑞穂市都市計画マスタープラン（平成20年度完成予定）に掲げる諸施策の実現に向け、また集中改革プランを着実に実行しつつ、2町が合併してよかったと市民が思えるまちづくりを進められるよう期待するものであると、こういう総括が監査委員の審査意見書の57ページに書かれています。そして、ここに書かれましたように、2年前につくられた総合計画の第1ページにも、今読みましたように「市民参加・協働のまちづくり」という文言が書かれ、今議会に出されましたマスタープランにも、市民と行政が一体となったまちづくりを目指しますとうたわれております。この総括に従って以下の具体的な質問をさせていただきます。

私は、今、監査委員の方が指摘なさった施策のうち、安全で快適なまちづくりの中の河川維持管理事業と、市民が主体のまちづくりの中の生涯学習講座について質疑させていただきます。

まず、安全で快適なまちづくり、河川維持管理事業、これについて除草事業、これについて質問させていただきます。

これを事業報告書で当たってみますと、事業報告書の55ページにこの除草という文字が3カ所出てまいります。除草というのは道路と河川の堤防と二つあるようですが、ここでは私は河川のことを取り上げたいと思います。事業の55ページのところを見ますと、1級河川沿いの作業簡易箇所の除草に629万6,000円、もう一つ、1級河川沿いの作業の危険な箇所の除草について220万5,000円、これ以外に五六川堤防ほか堤防除草工事として2,625万6,000円が上げられています。この三つしかちょっとこの中からは拾えないんですが、この除草に関して、この内容ですね。仕組みはどうなっているのか、内容をまずお聞きしたいと思います。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 熊谷議員さんの河川維持の関係の除草関係の御質問にお答えします。

まず、花木管理委託の関係で、1級河川沿い等作業簡易箇所、これにつきましては五六川の親水公園の除草関係が主なものでございまして、また1級河川沿いの作業危険箇所の除草・剪定ということでございますが、県から委託して請け負う除草ですね。天端から1メートルぐらいは市で除草しなければなりませんので、散歩中ですか通学路でここが非常に危険であるというような御指摘の場所について緊急に除草・剪定等を行った金額等も含まれております。

それから、維持管理事業の五六川堤防ほか5工事、堤防除草工事ということでございますが、これは県から委託を受けまして、市が発注して除草をやっております。それが事業費として2,625万6,000円でございますが、大体県からは委託金ということで約2,000万ほどいただくわけですが、うちの上乗せ分ということで630万円ほど余分に追加して、河川の除草の維持管理に努めておるということでございますので、よろしく願います。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 内容の御説明をいただきました。

それで、心豊かな住みよいまちづくり、自然豊かな環境づくりの中で、特にこれを総括としてお聞きいたしますのは、瑞穂市内には16本の1級河川があります。土手、堤防が多いわけですね。それから最近健康志向と人口が、よそから来た人がふえていることもあると思うんですが、土手、堤防の道をウォーキングする人が大変ふえたせいじゃないかと思うんですが、あちこちで除草をしてくれと。6月ぐらいからもう、私だけじゃどうもないようで、議員は何人かの方はもっとちゃんと除草をしてくれという市民から依頼というか、その仲立ちを私以外もし

ていらっしゃるようですが、私が特にことしの夏、市にもお願いしましたが、中川の柳一色橋の南側ですが、これを、6月のたしか末だったと思いますが刈ってくれと言われまして、お伝えしましたところ、年に1回だからということにして、でも大変緊急の措置で上だけ、とにかく歩けるようにということをしていただきましたが、実際にあの除草が始まったのは8月27日なんですね。もうほとんど夏が終わりのころなんです。それで、いろいろお聞きしてみますと、通学路については優先的に刈っていますということなんです、最近聞きましたら、ちょっと地区は出さないでおこうかなと思うんですが、地区懇の席で通学路についても随分活発なというか、激しいというか、やりとりが除草に関してあった地区もあったようです。そこの方にお聞きすると、通学路なので2回しているけれど、6月の段階でもう子供の背丈より高いがあるので、2回でも間に合わないようだということがありますが、これはほとんど毎年、この予算でやられると思うんですが、これは今後の、多分、これをどうしていくかということは課題になると思うんですね。市の予算を6月の段階で要望があるだけでも刈るとするのはとても大変だと思うんですが、ということまでお話ししておきまして、最後にこれを市民協働の話につなげますが、二つ目の市民講座、もう一つ、行きたいと思います。

これは、市民が主体のまちづくり、希望をはぐくむまちづくり、市民講座開催事業として書かれています。これは……。

議長（小川勝範君） 熊谷議員さん、総括質疑でございます。一般質問とは違いますので、その点は十分注意して発言してください。

先ほど、よそから来たと言われたんですが、ちょっとそれは訂正してください。

3番（熊谷祐子君） 転入者って直したらよろしいですかね。

議長（小川勝範君） はい。きちっと訂正してください。

3番（熊谷祐子君） 転入者もふえているということにして、直させていただきます。

それで、市民講座開催事業というのを見ますと、事業報告書の72ページにあります、これで742万2,526円使われています。この事業報告書の中で見る限りは、生涯学習講座、吹きガラス教室、パソコン教室と、三つだけですか。あと、てづくり絵本教室、彩生教室と、これが出てきますが、このほかに例えば、これから市民協働になるために社会教育として、市の課題を職員研修のように、職員研修が今行われていて、この間、裁判官に市民をするというのも議員が出させていただきまして大変勉強になりましたが、例えばああいうような形で、あれは市民にも関係あるわけですから市民にやってもいいような内容なんです、ああいう、市で課題になっているようなことに市民協働、例えばサポート隊、はっきり言ってしまえばそういうことなんです、市民団体をつくっていただいて、サポート隊をつくって、一緒にやっていく方向に行かなければ、これは本当にいいテーマを掲げたけれど実現していくのは予算的に無理じゃないかと思うんです、この生涯学習の市民講座開催事業はここに書いて

ある、今申し上げました四つですか、これ以外にもあるのかどうか、まずちょっと教えてください。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 今、議員さんが言われましたのは公民館活動、公民館事業としての講座でございます。そのほか私どもは総合センター事業ということで、総合センター、例えば五木寛之さんの講演、みずほ演劇祭、こういったことも開催いたしております。また図書館事業としまして、図書館でもいろんな会、作品づくり講習とか絵本を読む会とか、いろんな講座を開催いたしております。それと、私ども大きくやっておりますが、瑞穂総合クラブにおきまして、講座は全部で44の講座をいたしております。そのほか、最近始まったのが巢南なかよしクラブということで地域型の総合クラブ、ここでの講座も、今ちょっと覚えがないですが20近くの講座をやっているということで、市がやる分と地域、民がやる分とか、いろんなタイアップしてやっておるということで御理解いただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） それで私は、市民協働のまちづくり、市民参加のまちづくりという総括に従って質疑させていただいておりますので、総合クラブのような子供のものとか、それから単発で幾つか講演会とか、そういうのをやっているのはちょっとここでは省かせていただきますが、要するに市民協働のまちづくり、市民参加のまちづくりを本当に実現していこうと思うと市民団体の協力なしにはできないと思うものですから、この総括を受けて、予算が来年度に向けて組まれていくという流れになっておりますので、今後、この市民協働、市民参加のまちづくりの中の一つとして、市民団体、つまり講座を設けますと、定期講座というんですかね、単発ではなくて、それを卒業した人がほとんど自分たちで団体をつくって活動していくということが多いわけですね。で、サポート隊になる方もあれば、本当に市民として動いていい意見も出していただける、審議会にもきつといい意見をいただけるでしょうし、これからの施策の一環としてこの総括 今お聞きしましたけど本当に連続講座ですね。 としてはもうちょっとこの先充実させてもいいんじゃないかと思うわけですが、その辺はいかがでしょうかね、これから。このテーマに沿ってお願いします。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 公民館活動を行っておりますのは、市が主催してやりますが、自立した団体、これを最終目標としてつくっていただきたいと。そして、その団体の人によってサポートしていただきたい、そういった願いが私どもはありまして、そういったふうでやっておりますが、なかなかうまくはいきませんけれども、また他の団体にもありますが、明正会というお年寄りの団体、この方にいろんな教室を開いていただいております。また図書館でもサー

クルとかいろんな団体があります。そういった方にいろんな教室を開いていただいております。そういった民間のサポート、こういったことを利用、活用させていただいて進めていきたいと考えております。以上です。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 今の熊谷議員さんの御意見に対しての考えを述べさせていただきます。

次長の言ったとおりなんですが、現在もたくさんの方に指導者として、地域先生の会というようなことで百数十名の方にいろいろな指導者になっていただきながら、生涯学習の、市民が、そして子供たちが参加できる各種講座を開いておるところでございます。今の御趣旨を酌み取りながら、今後考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 再度申し上げますが、一緒にサポート隊として育っていけるような市民、市民協働を一緒に進めていただけるようなという趣旨で、そういう施策についての総括で話しておりますので、ちょっと子供の総合クラブは抜かせていただきます。

市が抱えております、下水とか、ごみ問題とか、駅前整備とか、エコとか、男女共同参画とか、ぜひこの一般会計の決算の後、新年度に向けて、もうちょっと充実した連続講座を持っていただくようにということで質問を終わらせていただきます。

議長（小川勝範君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第14 議案第70号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第14、議案第70号平成19年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第15 議案第71号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第15、議案第71号平成19年度瑞穂市老人保健事業特別会計歳入歳出

決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第16 議案第72号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第16、議案第72号平成19年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 8番 広瀬武雄君。

8番（広瀬武雄君） 議席番号8番 広瀬武雄でございます。

議案第72号の学校給食事業特別会計について1点だけ御質問させていただきます。

従来からお配りのお手元の資料の中には、先ほどの若園議員の御質問に若干重なる部分はあってもわかりませんが、収納の未納が829万6,000円、不納欠損処理が本年度、前年度までの分も含めまして934万6,000円、件数にして322件という執行がされたと、こういうことでございますし、伺うところによれば、今までは市税とかあるいは国保等々と同じように5年の期間を定めて欠損処理をしていたけれども、民法の規定を適用して2年ということに変更したということございまして、それは今後是正されたという報告でございますので、それはそれで結構かと思うんですが、そこで1点お尋ねいたしますが、滞納対策、いわゆる収納率をもちろんイコール上げるための対策につながるわけですが、今までですと5年間を通じて、どちらかというと緩やかにその請求したり時効の中断をかけたりにしていたものが、2年という短サイクルといいますか、非常に短いスパンになりますと、おのずとその収納対策は、姿勢から勢いから意気込み、すべてが違ってしかるべきだと、このように思うところであります。したがって、どのように、民法の規定によって5年が2年に変更したことにより担当部署ではどういう対策を立てながら臨んでおられるのか、それに関連しまして、例えばという事例で申し上げますと、1世帯に2人生徒がいた。上の子は中学生、下の子は小学生というわかりやすい家庭でいきますと、上の子供はもう3年目の滞納。これはいわゆる欠損処理をせざるを得ないところが下の子は滞納がまだ1年というときに、請求にその家庭を訪れるといたしますと、相手方は、上の子も下の子も滞納しているんだけど、上の子のものはいいいんだねと。下の子の分

だけ払えばいいのと。あるいは、そういうことであれば、下の子もそのまま2年過ぎるまで延滞しちゃうんじゃないかという発想が相手方にわいてくる可能性が十分あるのかと思います。したがって、そのような中で担当部はどのような対策を練っておられるのか。このまま従前どおりいけば、必ずやさらに欠損処理はふえていくものと。既に829万6,000円という予備軍が構えております。したがって、その辺のところのお考えをお尋ねしたいということでございます。以上でございます。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 給食費の未納金ですが、時効による消滅ということで、今まで地方税と同様に5年間ということで時効ということで不納欠損で落としておりましたが、これが2年でやると。民法173条の適用ということで、この民法を読みますと、左に掲げたる債権は2年間これを行わざるによりて消滅するということで、この3項に、生徒及び習業者の教育、衣食及び寄宿の代価に関する債権と書いてありますが、この債権ということで、この173条を適用ということでさせていただきました。短い、2年たったら不納欠損で落とすということで、じゃあ2年間納めずにおればもう払わなくて済むと、消滅してしまうということで、そういったことが広く伝われば払わない人がもっとふえるんじゃないかということが一番心配しておりますが、こういったことはそんなに積極的にPRするつもりもございませんが、一番心配しております。そこで、なるべく繰り越しを起ささない、単年度、その年度に徴収する、一生懸命頑張って集める、未納をなくすということで、さらに滞納整理ということで進めていきたいというふうに考えております。ただ、先ほど議員さんが言われました、同じ世帯で兄弟がいる払わない家庭については、上の子も下の子も払っていない。だから上の子が3年、4年となれば不納欠損、ずうっと払っていないければ落とす分が出てくるということで追及できないわけですけども、そういった事実が広がってくるかと思いますが、これは事実としてやむを得ない、前の分はいいですかと言われれば、そのとおりですということと言わざるを得ないというふうに思いますが、こういったことが広がることを一番心配しますが、事実としてこういった方向に進めなくてはならないというふうに思っております。黙っているわけにはいかないと思っておりますが、いずれにいたしましても、その単年度で徴収するように進めていきたいと、頑張りたいというふうに考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8番（広瀬武雄君） ありがとうございました。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第17 議案第73号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第17、議案第73号平成19年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第18 議案第74号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第18、議案第74号平成19年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第19 議案第75号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第19、議案第75号平成19年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第20 議案第76号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第20、議案第76号平成19年度瑞穂市水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2 時07分

再開 午後 2 時26分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第21 議案第77号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第21、議案第77号平成20年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 19番 若園五朗君。

19番（若園五朗君） 議席番号19番、新生クラブ、若園五朗です。

一般会計補正予算の中で、今回、款、項、目、節、教育費の小学校費の学校管理費の中で、小学校増築の改修の500万予算計上しておりますが、総務部長に確認したいんですが、9月4日の中日新聞の談合情報等の入札の受注は別業者という、そういうような新聞もございました。そうした中で、今回のこの補正予算に伴います総務としての契約するまでの手続ですね。この間のような談合情報の業者からの情報の中で新聞社に掲載されていますけれども、総務としてはどのような執行をされていくか、確認させてもらいたいと思います。以上でございます。

議長（小川勝範君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 補正予算の教育費の学校管理費の関係は、小学校の駐車場用地の造成工事というふうに聞いておりますが、この件につきましては具体的にまだ工事の施工依頼と申しますか着手にかかっておりませんので、この後、担当課の方から都市整備の方を經由して、具体的な設計ができ上がり、その後、入札、契約という通常の形の流れになってくると思いますが、指名業者の工事等請負業者の選考委員会というのがありますので、一般競争、指名競争を含めて、どうした形の入札にするかというのを検討しながら、これから契約をして工事にかかるという手順でございますので、特段、先ほどお話のありました談合情報等というようなことも念頭に置きながらということになると思いますけど、通常の形で適正な厳正な形で手続をしていきたいというふうに思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

19番（若園五朗君） 今回、用地の取得ということの絡みの造成工事ということですが、普通の工事の受注関係と若干流れが変わるかと思いますが、今後、非常にそういう、たまたま今回は金額が小さいんですけども、瑞穂市においては15億とか20億というのは大きい予算の執行が出てきますので、今後ともそういう入札執行前の手続、あるいは宣誓等を含めまして、情報が他に漏れないよう、今もしてみえらと思えますが、今後とも十分その対応について、談合情報等が新聞に掲載されないような形で執行をお願いしたいと思います。以上質問を終わります。以上です。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 13番 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） 議席番号13番、日本共産党の小寺徹でございます。

議案第77号平成20年度瑞穂市一般会計補正予算について質問をいたします。

12ページの土木費、その中でも道路橋梁費について質問をいたします。

これは五六川にかける歩道橋の工事の追加予算だと思います。中身は、設計調査費200万、工事請負費5,200万、土地購入費2,776万、補償費220万、計8,396万円が歩道橋に係る追加予算だと私は判断しますが、それで間違いないか、まず確認をしたいと思います。

さらに、なぜこのような大きな追加予算になったのか。当初予算にも組んであったはずですが、ちょっと私、まだそこまで調べていないんですけども、当初予算と合わせて幾らの工事になるのか。また、どのような橋ができるのか、その図面も、後日でもいいですが出してほしいということをお願いいたします。以上です。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 小寺議員さんの御質問にお答えします。

まず12ページの道路橋梁費の中で、測量調査設計委託料200万ということですが、これは道路改良費の中で、穂積東原の道路の測量調査設計ということで200万円追加ということで、五六の歩道橋とは違いますので、その辺、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

なお、道路改良費の工事請負費5,200万円の内訳でございますが、十九条の河原地内とか、野田の市道、それから横屋中吹の、これは用地買収の交渉が済んだということで、市内道路の道路新設改良費ということでございます。

それで五六の橋の関係でございますが、五六橋の関係につきましては、都市計画費の中で都市再生整備の中で歩道橋の関係が積算してございます。14ページの都市再生整備事業の中で、五六川の歩道橋につきましては、穂積中央地区ということで、五六川歩道橋ということで

8,000万円、それにかかわりまして土地・建物の補償費関係ですね。公有財産購入費ということで五六川の歩道の取りつけ道路関係で、当初予算は700万円でしたが、コンサルに詳細設計等を依頼しまして、用地の購入等が当初よりは変更になっていったということで1,500万と、五六川の歩道橋に係る補償費7,600万円ですが、これにつきましても、五六川の左岸の工場・倉庫等の物件移転調査費ということで、当初は300万円積算しておりましたが、調査を行いましたところ7,600万円の不足が生じたということで、今回補正をさせていただきました。

それで、予算科目、小寺議員さんの方で五六橋の関係につきましても、都市計画費の都市再生整備事業の方で予算計上させていただいておりますので、よろしくをお願いします。

それから、橋の詳細設計等につきましても、また全協等の関係で、現時点ででき上がっている部分についてはまたお知らせしたいというふうに考えております。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） 大分項目を勘違いしておりますして申しわけなかったですが、それで、事業費が幾らかかるのかと。要するに当初予算とこの追加の補正予算と合わせて、どういう事業があって、どれだけかかるかという事業計画書と図面を出してほしい。これだけの大きな工事ですから、項目だけ7,000万出すぞというわけにはいかない。本当にいいかどうかとしっかり審議ができるのですので、まず委員会でも出してほしいし、また全協の場でも出して審議ができるようにしてほしいということを要望しておきます。以上です。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第22 議案第78号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第22、議案第78号平成20年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第23 議案第79号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第23、議案第79号平成20年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第24 議案第80号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第24、議案第80号平成20年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第25 議案第81号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第25、議案第81号平成20年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第26 議案第82号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第26、議案第82号平成20年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第27 議案第83号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第27、議案第83号平成20年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第28 議案第84号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第28、議案第84号平成20年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第57号から議案第84号までは、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

散会の宣告

議長（小川勝範君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さんでした。

散会 午後2時43分

